外国株式取引に関する説明書

（最終更新日：2026 年 9 月 14 日）

Jトラスト グローバル証券

本説明書は外国株式の取引の仕組等を説明することのみを目的として作成された資料であり、外国株式取引を勧誘するものではございません。本資料は最終更新日現在の制度や情報等に基づき作成されておりますが、制度や規制等の改正等により、記載内容が予告なく変更される場合があります。

Ｊトラストグローバル証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 35 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人資産運用業協会

外国株式取引に関する説明書

外国株式のお取引にあたっては、口座開設時等にお渡ししている「約款・規定集」および本説明書を十分にご確認・ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様自身の判断と責任において行っていただくようお願いいたします。

Ⅰ　外国株式取引概要

１．取扱市場

国名	取引所名
米国	ニューヨーク証券取引所（NYSE）、ナスダック（NASDAQ）
欧州	フランクフルト証券取引所（FWB） ユーロネクスト・パリ証券取引所（XPAR）
中国	香港証券取引所（HKEx）、上海証券取引所（SSE）
インドネシア	インドネシア証券取引所（IDX）
シンガポール	シンガポール証券取引所（SGX）

２．取引チャネル（お取引形態）別の取扱市場とご注文方法

外国株式のご注文は、全て対面（来店･訪問等により対面でのご注文が可能）、または電話（電話によるご注文が可能）でのお取扱いとなります。インターネット取引のお取扱いはしておりません。

３．取扱銘柄

当社の取扱市場に上場される銘柄のうち当社が選定した銘柄となります。詳しくは、当社ホームページをご確認ください。

※取扱銘柄は、当該個別銘柄の売買の推奨または勧誘を目的として選定したものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いいたします。

※取扱銘柄は、上場廃止、上場取引所および当社における取引状況その他の事由により当社がその取扱いが適当ではないと判断した場合などには、変更になる場合があります。

４．外国株式の取引方法

外国株式のお取引方法には、「現地委託取引」と「国内店頭取引」の２通りの方法があります。

「現地委託取引」と「国内店頭取引」では、取引形態やご負担いただくコスト等が異なりますので、本説明書の内容を良くご確認、ご理解いただいた上、「現地委託取引」と「国内店頭取引」の選択が可能な取扱銘柄については、お客様ご自身で取引方法を選択・決定してください。

なお、当社では現在のところ、「国内店頭取引」については米国市場の取扱銘柄の内、当社が指定した銘柄のみの取扱いとさせていただいております。また、「国内店頭取引」が可能な銘柄は、前述の取扱銘柄の変更と同様の理由で変更になる場合があります。

（１）現地委託取引とは

お客様の売買注文を、当社が現地の証券会社に取次ぎ、現地の証券会社を通じて外国市場において売買執行する取引方法です。

現地委託取引の流れ

（２）国内店頭取引とは

お客様の売買注文を、当社が相手方となって、当社が提示する条件（取引価格・為替レート）で売買を成立させる取引方法（相対取引）です。

国内店頭取引の流れ

◆現地委託取引と国内店頭取引の違い

	現地委託取引	国内店頭取引
取引方法	お客様の売買注文を、当社が現地の証券会社に取次ぎ、現地の証券会社を通じて外国市場において売買執行する取引方法	お客様の売買注文を、当社が相手方となって、当社の提示条件（店頭取引価格・為替）で売買を成立させる取引方法（相対取引）
取引銘柄	当社が選定する当社取扱銘柄	当社取扱銘柄の内、当社が指定する銘柄
国内約定日	現地での約定を当社が確認した日（通常は注文日の翌営業日）	注文日当日
国内受渡日	国内約定日から起算して３営業日目	原則国内約定日から起算して３営業日目（※１）
取引価格	海外現地市場での約定価格 ※原則指値注文、市場により成行注文可能	当社が提示する店頭取引価格
手数料	現地委託手数料・諸経費等および国内取次手数料（※2）	現地委託手数料・諸経費等および国内における諸費用等を含めて必要な費用が取引価格に含まれているため、別途の手数料はかかりません

※１…国内の祝日や海外市場の休場等により、変更となる場合があります。

※2…手数料等は取次先の国および取引所等により異なります。詳細は当社のホームページ、契約締結前交付書面および本書面にてご確認ください。なお、手数料等につきましては資料作成日現在のものであり、予告なく変更になる場合があります。

◆国内店頭取引における取引価格

当社がお客様に提示する店頭取引価格は、前営業日の海外取引所の終値をベースに、現地取引時間終了後の個別銘柄の時間外および市場外取引における価格変動並びに株価指数先物の価格変動等の市場動向等を考慮して当社が決定した価格を基準価格として、基準価格と店頭売却価格／店頭買付価格との差（スプレッド）がそれぞれ原則として 2.20%（※）となるように設定しております。

※基準価格は、個別銘柄の時間外取引価格および株価指数先物価格等に急激な変化が生じた場合には、予告なく変更もしくは取引を制限させていただく場合があります。また、スプレッドについても、市況等の変動状況等に合わせて変更させていただく場合があります。

※国内店頭取引価格は、現地市場価格（委託取引で約定した場合の価格）と比べて、手数料や税金等の諸経費を考慮しても、不利（買付価格は割高／売却価格は割安）となる場合があります。

＜基準価格とお客様の売値、買値のイメージ＞
※基準価格が 100.00 米ドル、スプレッドが基準価格±2.20%の場合

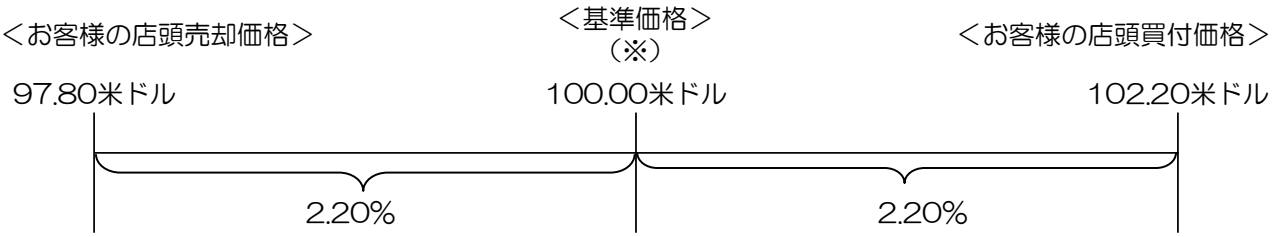

（※）前営業日の海外市場の終値をベースに、現地取引時間終了後の個別銘柄の時間外取引における価格変動および株価指数先物の価格変動等の市場動向等を考慮して当社が決定した価格

◆現地委託取引と国内店頭取引のメリット・デメリット

	現地委託取引	国内店頭取引
メリット	・指値注文及び成行注文の選択が可能。 ・成行注文の場合、原則として全て約定する。 ・指値注文の場合、指値と同値または指値よりも有利な価格であればその価格で約定する。	・当社が受付可能な時間帯に市場を通さず、速やかに売買ができる。 ・前日の現地市場の動き、夜間取引、ニュース等を参考に投資判断が可能。 ・取引価格・為替レート・受渡金額が発注時点で確定する。
デメリット	・指値に届かなかった場合には約定しない。 ・市場によっては個別銘柄ごとのストップ高、ストップ安がなく、成行注文の場合、前営業日終値と著しく異なる価格で約定する可能性がある。 ・注文発注時点では為替レートが確定せず、現地約定日の翌営業日（国内約定日）の為替レートでの約定となる。	・現地の引け後の時間外取引における株価動向や株価に重要な影響を及ぼすと考えられる情報が公表された場合など、情勢等によっては、取引が制限される場合がある。（ただし、この場合でも現地委託取引は現地市場が開いていれば取引可能。）

◆現地委託取引における国内委託手数料（現地委託取引でのみかかり、国内店頭取引ではかかりません。）
※欧州株式の国内委託手数料を除きます。詳しくは、欧州株式のご案内のページにてご確認ください。

現地約定金額（円貨）（※）	国内委託手数料（税込）	国内委託手数料（税抜）
現地約定金額にかかわらず一律	税込 2.20% （最低 3,300 円）	税抜 2.00% （最低 3,000 円）

※外国の金融商品取引所に上場されている外国株式のお取引では、現地における金融商品取引所ごとに現地手数料その他の費用（以下「現地手数料等」）がかかりますが、現地手数料等は国内委託手数料に含まれます。
※「現地約定金額（円貨）」は、「約定単価×約定数量×適用為替レート（国内約定日の当社所定の適用為替レート）」で算出されます。

5. 外国株式の取引開始までの流れ
①外国証券取引口座の開設
✓外国株式のお取引には、外国証券取引口座の開設が必要です。（「総合取引口座」を開設されている場合には、改めての開設手続きは不要です。外国証券取引口座の開設状況がご不明な場合には、担当営業員またはお取引されている営業店にご照会ください。）
✓外国証券取引口座が未開設のお客様には、「外国証券取引口座開設申込書兼告知書」にお名前等を自署にてご記入のうえ本人確認書類の添付（法人のお客様および金融商品仲介業者で口座開設されている場合には自署・届出印による捺印）をいただいた上でご提出いただきます。
✓外国証券取引口座の開設費用および口座管理料はかかりません。

②お取引前にご確認いただく書面等

お取引を開始される前に以下の書面等をご確認ください。お手元にない書面等がございましたら、各書面は当社ホームページに掲載しておりますので、当社ホームページにてご確認いただくか、またはお気軽に担当営業員またはお取引されている営業店にご請求ください。

✓「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座取扱約款」
- 外国株式のお取引に関する権利義務を明確にするための取り決めです。
- 総合取引口座開設時にお渡ししている「約款・規定集」に含まれています。

✓「上場有価証券等書面」
- 外国株式のお取引に関する手数料等の諸費用およびリスク等の説明資料です。
- 総合取引口座開設時にお渡ししている「最良執行方針および契約締結前交付書面集」に含まれています。

✓「外国株式取引に関する説明書」（本書面）
- 外国株式の取引の仕組み、取扱市場･銘柄、主なリスクやご留意事項等の重要事項等に関する説明資料です。

✓その他当社が必要に応じてお渡しする書面等（該当書面等があった場合に限ります。）

③お取引前にご提出いただく書面等

✓「外国株式の重要事項に関する確認書」
- 前②でご案内の書面等をご確認、ご理解いただいたうえでお取引をされることを事前に確認させていただくための書面です。

✓その他当社が必要に応じてご提出をご依頼する書面等（該当書面等があった場合に限ります。）

④売買注文の受注・執行等

✓外国株式のお買付けに当たっては、原則として前受金制となります。事前にお買付金額相当額（現地委託取引で約定単価・為替が注文時点で未確定の場合には概算金額（指値の場合には当該指値で、成行の場合には現地前営業日終値で、それぞれ約定したと仮定した金額をベースに、不足金額が生じた場合に追加の振込みが生じないように余裕をみた金額））をご入金ください。

✓「現地委託取引」と「国内店頭取引」の選択が可能な取引銘柄については、いずれの取引方法を選択されるかお決めいただき、担当営業員にご指示ください。選択が可能な銘柄については、後述の取引市場毎の説明ページにてご確認ください。

✓決済方法で「円貨決済」と「外貨決済」の選択が可能な取引銘柄については、ご注文をいただく際にいずれの決済方法を選択されるかお決めいただき、担当営業員にご指示ください。選択が可能な銘柄については、後述の取引市場毎の説明ページにてご確認ください。

6．外国株式のお取引に関する主なリスクについて

✓株式相場、金利水準、為替相場等の影響を受けて株価が変動することにより、投資元本を割り込むことがあります。また、取引市場によっては制限値幅がなく、株価の変動率が高い取引市場もあるため、投資元本を大きく割り込むことがあります。

✓発行者の業務や財務の状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響を受けて株価が変動することにより、投資元本を割り込むことがあります。

✓為替相場の変動により損失を被ることがあります。

✓発行者が属する国の政治・経済・社会情勢等により大きな影響を受けます。また、現地規制の変更等による通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、様々なカントリーリスクが存在いたします。

✓新興国は、先進国と比べて経済状況、社会制度や基盤が脆弱であると考えられ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があるため、一般的に、先進国への投資に比べて各種リスクの程度がより高いといえます。

✓詳しくは、上場有価証券等書面をご確認ください。

7．外国株式のお取引に関するルール等

✓外国株式のお取引に関するお客様と当社の権利義務に関する事項は、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」の規定によるものとします。

✓外国株式のお取引に関するリスク、ご負担いただく費用等、お取引の仕組みやご留意事項等については、「上場有価証券等書面」および本説明書をよくご確認ください。

✓各種約款、上場有価証券等書面および本説明書（以下「約款等」といいます。）は、法令・諸規則等の制定または変更、その他必要が生じたときには変更されることがあります。約款等の変更を行った際には、当社は適時にお客様に変更後の約款等を提供（電磁的交付による提供を含む。）いたします。

8．日計り取引について

当社では、外国株式の日計り取引を行うことは原則としてできません。また、米国株式について、国内店頭取引で買付けた株式を同日に現地委託取引で売付ける注文については、原則として受注できません。

9．売買規制・上場廃止の取扱いについて

✓海外の上場証券取引所において売買制限等が実施された場合、および当社が必要であると判断した場合には、当社における売買に制限を設けさせていただくことがあります。

✓現地取次業者の事情、証券市場の休場（一つの国に複数の市場がある場合で、一部の市場が休場となった場合を含む）、自然災害等により取引時間の遅延あるいは休場等の措置が実施された場合、例え日本国内での正式な受注の後にそれらの措置が実施された場合であっても、売買の執行の遅延あるいは執行させていただけないことがあります。

✓当社での取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱いを停止する場合があります。

✓上場廃止となった場合、海外現地において、トランスファー・エージェント（株式等の所有者の記録の保管、移転・売却などの管理、口座の維持管理などを行う業者）における記帳が凍結される場合があります。そのため、当社取扱銘柄の上場廃止、破産等が海外現地で発表された場合には、状況により当該株式の移管等について制限させていただくことがございます。

10．株券の移管（入出庫）等について

［入庫］

当社では原則として、移管元（出庫元）が日本国内の証券会社であり、かつ、当社および現地取次先証券会社並びに海外保管機関が取扱い可能な場合に限り、入庫を承ることが可能です（ただし、海外の上場取引所における取引単位未満の株式は移管を承ることが出来ません。）。

入庫をご希望の場合には、受入れが可能な銘柄であるかを確認させていただきますので、事前に当社担当営業員等までご連絡ください。手続きに必要な書類等は移管先証券会社にご請求いただきます。

［出庫］

当社では原則として、移管先（出庫先）が日本国内の証券会社であり、かつ、移管先証券会社が受入れ可能な場合に限り、出庫を承ることが可能です。

出庫をご希望の場合には、事前に移管先証券会社に受入れが可能な銘柄であることをご確認の上、当社までご連絡ください。手続きに必要な書類等をご案内いたします。

［移管（入出庫）にあたってのご留意事項］

✓現物株券による移管は承ることが出来ません。証券会社間の振替移管手続きのみ可能です。

✓移管元または移管先の証券会社は国内証券会社に限ります。海外の証券会社との移管手続きを承ることは出来ません。

✓外国株式の振替は、当社と移管元／先の証券会社のそれぞれが保管業務を委託している海外カストディ（海外保管機関）等を介して行われますので、照合手続き、事務処理等により移管完了までに相当の日数を要する場合があります。

✓移管する銘柄に対する現地の規制等により移管ができない場合があります。
✓移管に当たっては必要経費等を含めた移管手数料のご負担が生じる場合があります。

11．その他ご留意事項等

✓外国株式は、一部を除き、我が国の金融商品取引法に基づく開示が行われておりません。
✓外国株式については、お取引される市場や銘柄によっては、発行者が開示する情報の入手が遅延する、あるいは困難な場合があり、これによりお客様に不利益が生じる場合があります。
✓海外市場と日本には時差があるため、現地の取引所における取引時間帯と当社における取引時間帯が異なります。これにより、当社における取引時間外に株価等に大きな影響を与える情報等が出た場合や大幅な株価変動等が生じても、それらに対応して注文を訂正または取消等をすることが出来ない場合があります。
✓外国株式の取引においては、取引所からの約定結果通知に基づき当社がお客様に約定連絡を行った後、事後的に個別の取引または約定報告について誤りがあったと取引所等が判断もしくは認定した場合、約定単価または約定数量またはその両方が変更されること、およびそれ以外の調整・修正が行われること、あるいは約定が取り消されることがあります。また、取引所から「不出来（失効）」の約定結果通知を受けた取引について、事後的にその取引が約定したとされること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。
✓外貨でお預かりしている現金を円貨に換金して出金される場合には、海外現地の預託機関から送金を受けてから円貨への換金をする必要がある場合があり、その場合には通常の出金より日数がかかります。また、原則として円貨への換金日の翌営業日以降に当社にお届出いただいている送金先金融機関口座宛に送金させていただきます。円貨への換金の際には、当社が定める為替スプレッド相当の為替手数料をご負担いただきます。なお、円貨で送金する場合の送金手数料は、当社負担とさせていただきます。
✓お客様がご希望される場合、通貨によっては外貨でお預かりしている現金を外貨で送金させていただくことが可能です。ただし、この場合、あらかじめ当社所定の書面にて送金先金融機関口座（国内の銀行等に限ります。）の届出が必要となりますので、事前に書面をご請求いただき、当社までお届出ください。なお、外貨で送金する場合の送金手数料は、所定の費用（送金金額、為替レート、送金経路等により異なりますので、事前に担当営業員またはお取引営業店にご確認ください。）をお客様にご負担いただきます。また、送金先の銀行においてリフティング・チャージその他費用等が後日（数週間以上経過後になる場合もあります。）請求される場合があり、その場合もかかる費用等はお客様のご負担となります。
✓外貨での送金が可能な通貨は当社が指定させていただく通貨のみとなります。
✓外貨でのお預り金については金利がつきません。

12．税金について（※詳細は税理士等の専門家にご相談・ご照会ください。）

［配当所得に対する課税］

外国株式の配当所得には、当該株式等が上場されている国と日本との租税条約により定められた税率が適用されます。海外現地で源泉徴収された外国税額がある場合、その外国源泉徴収税額を控除した後の配当金額に対し、国内において国内上場株式等の配当金と同様に、合計20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の税率が適用され、源泉徴収されます。その結果、国外と国内での源泉徴収税額に二重課税が生じる場合があります。

✓上場外国株式の配当金で、国内証券会社等を通じて支払いを受けられるものについては、その金額の多寡にかかわらず、申告不要を選択することができます。（「特定口座（源泉徴収あり）」を選択されている場合には、他の特定口座との損益通算や損失の繰越等を行う場合を除き、確定申告を行う必要はありません。）
✓外国株式の配当金については、配当控除の適用を受けることはできません。
✓海外現地源泉徴収が行われた場合、国際間の二重課税を調整するため、確定申告することにより、一定の範囲内において外国税額控除の適用が受けられます。ただし、現地にて外国税還付金の支払いがあった配当金・分配金は、外国税額控除の申請対象外になります。また、NISA 口座で保有されている外国株式の配当金については国内で非課税の配当所得となり、

二重課税となりませんので、外国税額控除の適用が受けられません。また、確定申告を行った場合、収入が加算される場合には、お客様の収入の状況、お住まいの市区町村、加入している保険制度などによっては、社会保険料（特に国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方）、医療費の自己負担、配偶者控除あるいは扶養控除などの金額に影響が生じる場合がありますので、ご留意ください。詳細は最寄りの税務署や税理士等にご相談、ご確認ください。

［譲渡所得に対する課税］

外国株式の譲渡所得は、国内上場株式等と同様に申告分離課税扱いとなり、合計 20.315%（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の税率が適用されます。

✓外国株式の譲渡損益は、外国株式の配当所得、国内上場株式等に係る配当所得および譲渡損益との損益通算が可能です。

［特定口座の取扱いについて］

当社では、米国株式、欧州株式、中国株式は特定口座でのお取扱いが可能です。

インドネシア株式、シンガポール株式については特定口座でのお取扱いはできず、一般口座のみでのお取扱いとなります。

13．外国預託証券（DR：Depositary Receipt）について

外国預託証券（DR）とは、ある国の発行会社の株式（原株式）を海外でも流通させるために、その会社の株式を当該国の銀行等に預託し、その代替として海外で発行・流通する証券のことです。主なものに米国において発行される米国預託証券（ADR）や、欧州市場で発行されるグローバル預託証券（GDR）などがあります。

［外国預託証券（DR）の取扱いにおける主な留意事項］

✓DR の中には、流動性や株価情報等が少ない銘柄もあります。

✓当社では原則として、DR と原株式との交換はお取扱いしておりません。また、当該 DR が上場廃止等の理由により原株式に強制的に交換された場合でも、当該原株式の売買をお取扱いできない場合があります。

✓DR は、必ずしも原株式の 1 株に対して DR の 1 単位が対応しているとは限らず、また、銘柄により対応する株数が異なります。

✓DR の保有者は、原則的に原株式の保有者と対等（上述の対応株数が考慮された上での対等）の権利を有します。ただし、発行会社の属する国と DR を発行した国とでは、上述の対応株数の違いに加えて、適用される為替レート、規制、日本との租税条約の内容等にも違いがあるため、配当等の金額や配当税制、株式分割等で原株式を保有する場合と違いが生じることがあります。また、銘柄ごとに発行会社と原株式の預託先銀行等との間の預託契約の内容が異なっており、同じ DR に分類されるものの間でも違いが生じることがあります。

Ⅱ　米国株式取引

1．取引方法等

取引形態	対面　／　電話　（※インターネット取引のお取扱いはしておりません。）
取引種類	現物取引のみ
取扱市場	ニューヨーク証券取引所（NYSE）、ナスダック（NASDAQ）
取引方法	現地委託取引または国内店頭取引のいずれかをお客様が選択できます。
取引形式	現地委託取引：NYSE・オークション形式　NASDAQ・マーケットメイク形式
	国内店頭取引：当社との相対取引（OTC：Over The Counter）形式
価　　格	現地委託取引：指値（値幅制限なし）　／　成行（注 1）
	国内店頭取引：当社が提示する店頭取引価格
有効期限	原則として注文執行日当日限り、週中注文の取扱いが可能な銘柄の場合は受注日を含む週の金曜日（休業日に当たる場合には前営業日）まで
取引単位	1 株単位 （※国内店頭取引については、最低取引金額は当社の定めるところとします。）
呼　　値	1 セント単位
取引通貨	米ドル（USD）
決済方法	円貨決済　／　外貨決済　（※外国株式取引は原則として前受金制になります。）

（注 1）…米国市場では日本の市場と異なり、個別銘柄ごとの一日の制限値幅（前日終値を基準として当日の株価の上下の動きの制限。ストップ高、ストップ安の価格のこと。）がありません。したがって、成行注文の場合、前日終値と著しく異なる価格で約定する可能性がありますので、ご注意ください。

2. 立会時間・注文受付時間および休日・祝日の取扱いについて

（立会時間・注文受付時間）

現　　地 立会時間	サマータイム（4～10 月）	8：30～15：00（日本時間 22：30～翌 5：00）
	上記以外	9：30～16：00（日本時間 23：30～翌 6：00）
国内注文 受付時間	日本時間 9：00～17：00	

（休日・祝日の取扱い）

カレンダー	米国	営業日	営業日	休日・祝日	休日・祝日
	日本	営業日	休日・祝日	営業日	休日・祝日
受注の可否		○	×	△ （店頭取引のみ可）	×

※年末年始や大型連休期間中など、現地受渡日と国内受渡日の乖離が大きくなることが想定される場合には、現地が営業日であっても当該株式の取扱いを行わない場合があります。

3. 取引手数料（※以下は本資料更新時点のものです。取引手数料・費用等は変更される場合があります。）

［現地委託取引］

国内委託手数料（現地委託取引でのみかかり、国内店頭取引ではかかりません。）

現地約定金額（円貨） （※）	国内委託手数料 （税込）	国内委託手数料 （税抜）
現地約定金額にかかわらず一律	税込 2.20% （最低 3,300 円）	税抜 2.00% （最低 3,000 円）

※外国の金融商品取引所に上場されている外国株式のお取引では、現地における金融商品取引所ごとに現地手数料その他の費用（以下「現地手数料等」）がかかりますが、現地手数料等は国内委託手数料に含まれます。
※「現地約定金額（円貨）」は、「約定単価×約定数量×適用為替レート（国内約定日の当社所定の適用為替レート）」で算出されます。

［国内店頭取引］
国内店頭取引では、店頭取引価格に現地手数料・諸費用等および国内委託手数料が含まれます。店頭取引価格は、当社が決定した基準価格に対して 2.2%のスプレッドを加減して算出されます。詳細は、本資料の３ページをご参照ください。

［為替手数料（為替スプレッド）］取引通貨：米ドル
当社の適用基準為替レートに以下の為替スプレッドを加味して売買時適用為替レートが算出されます。

現地受渡金額	買付時適用 為替スプレッド	売付時適用 為替スプレッド
～ 10 万米ドル未満	+0.50 円	−0.50 円
10 万米ドル以上 ～ 50 万米ドル未満	+0.25 円	−0.25 円
50 万米ドル以上 ～	+0.15 円	−0.15 円

4. 米国居住者への売買制限について
当社では、米国の法令等との兼ね合いにより、米国人・グリーンカード（米国永住権）保有者・米国居住者 (※) の方には新規買付を制限させていただいております。

※米国居住者には、183 日以上米国に滞在されている方が含まれます。また、前 2 年の間に米国に滞在されていた方は、前年滞在日数の１／3、前々年の滞在日数の１／６に相当する日数も 183 日の算出に加えられます。

5.「外国証券情報」の公表について
当社では、米国株式を店頭取引にて行っていただく場合には、金融商品取引法の定めにより「外国証券情報」を当社ウェブサイトにて公表しております。「外国証券情報」には、各発行会社（上場会社）の基本的な情報として、事業の概要、業績の概況および直近の株価の変動状況などが記載されておりますので、ご確認ください。なお、「外国証券情報」の交付をご希望の場合には、お気軽に担当営業員までお申し付けください。

6. 現地委託取引の執行方法に関するご留意事項
当社が米国株式の委託注文を取次ぐ現地証券会社では、SOR（Smart-Order Routing：スマート・オーダー・ルーティング）注文を採用しており、米国の各金融商品取引所や、ECN（電子証券取引ネットワーク）と呼ばれる一種の私設証券取引システム（PTS：Proprietary Trading System）等から、原則として最良気配価格を提示する取引所（主要取引所以外の取引所のほか、PTS を含みます。）を自動的に判定して発注されることもあります。そのため、例えば成行注文で発注された場合等に、主要取引所の寄付価格（始値）とは異なる価格（必ずしも寄付価格より有利な価格とは限らず、劣後した価格となる可能性もあります。）で約定が成立する場合があります。

Ⅲ　欧州株式取引

１．取引方法等

取引形態	対面　／　電話 （※お客様のお取引チャネルごとに異なりますので、本説明書 1P「2．取引チャネル（お取引形態）別の取扱市場とご注文方法」をご参照ください。）
取引種類	現物取引のみ
取扱市場	ドイツ株式　：フランクフルト証券取引所（FWB） フランス株式：ユーロネクスト・パリ証券取引所（XPAR） ※当社では、原則として、ドイツ株式の注文は FWB を、フランス株式の注文は XPAR を執行市場に指定して発注します。
取引方法	現地委託取引
取引形式	オークション形式（FWB・XPAR 共通）
価　　格	指値（値幅制限なし）　／　成行（注 1）
有効期限	原則として当日注文のみ
取引単位	1 株単位
呼　　値	1 セント単位
取引通貨	ユーロ（EUR）
決済方法	円貨決済　／　外貨決済　（※外国株式取引は原則として前受金制になります。）

（注 1）…欧州市場では日本の市場と異なり、個別銘柄ごとの一日の制限値幅（前日終値を基準として当日の株価の上下の動きの制限。ストップ高、ストップ安の価格のこと。）がありません。したがって、成行注文の場合、前日終値と著しく異なる価格で約定する可能性がありますので、ご注意ください。

なお、当社が欧州株式の委託注文を取次ぐ現地証券会社の発注システムでは、成行注文はその時点の気配値（買値［BID］・売値［ASK］）を基に指値注文（LMT）に変換して発注されます。これにより、成行注文であっても、指定した市場の寄付価格（始値）と乖離した気配値が提示されている場合には、寄付価格とは異なる水準で約定する可能性があります。なお、その約定価格は必ずしも寄付価格より有利になるとは限らず、場合によっては劣後することもありますので、成行注文を利用される際にはご留意ください。

２．立会時間・注文受付時間および休日・祝日の取扱いについて

（立会時間・注文受付時間）ドイツ株式・フランス株式共通

現　地 立会時間	サマータイム（4～10 月）	8：00～16：30（日本時間 16：00～翌 0：30）
	上記以外	9：00～17：30（日本時間 17：00～翌 1：30）
国内注文 受付時間	日本時間 9：00～15：00	

（休日・祝日の取扱い）ドイツ株式・フランス株式共通

カレンダー	ドイツ・フランス	営業日	営業日	休日・祝日	休日・祝日
	日本	営業日	休日・祝日	営業日	休日・祝日
受注の可否		○	×	×	×

※年末年始や大型連休期間中など、現地受渡日と国内受渡日の乖離が大きくなることが想定される場合には、現地が営業日であっても当該株式の取扱いを行わない場合があります。

３．取引手数料（※以下は本資料更新時点のものです。取引手数料・費用等は変更される場合があります。）

［現地委託取引］

現地委託取引では、まず現地約定金額（約定単価×約定株数）に対し現地手数料等がかかります。

その現地手数料等を加味した円貨換算の現地受渡金額に対して国内委託手数料がかかります。

①現地手数料・諸費用等

（ドイツ株式）

現地手数料　：現地約定金額×0.3%（最低 15 ユーロ）

（フランス株式）

現地手数料　：現地約定金額×0.3%（最低 15 ユーロ）

金融取引税　：現地約定金額×0.4%

（※）金融取引税は買付時のみかかる費用で、前年 12 月 1 日時点の時価総額が 10 億ユーロ以上のフランス企業の株式の買付時のみ適用対象となります。

②国内委託手数料

現地受渡金額（円貨）に対して以下の国内委託手数料がかかります。

現地受渡代金（円貨）（※）	国内委託手数料（税込）	国内委託手数料（税抜）
～ 100 万円以下	0.825%	0.750%
100 万円超 ～ 300 万円以下	0.770% ＋550 円	0.700% ＋500 円
300 万円超 ～ 500 万円以下	0.660% ＋3,850 円	0.600% ＋3,500 円
500 万円超 ～ 1,000 万円以下	0.550% ＋9,350 円	0.500% ＋8,500 円
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下	0.440% ＋20,350 円	0.400% ＋18,500 円
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	0.385% ＋36,850 円	0.350% ＋33,500 円
5,000 万円超 ～ 1 億円以下	0.330% ＋64,350 円	0.300% ＋58,500 円
1 億円超 ～	0.132% ＋262,350 円	0.120% ＋238,500 円

［為替手数料（為替スプレッド）］取引通貨：ユーロ

当社の適用基準為替レートに以下の為替スプレッドを加味して売買時適用為替レートが算出されます。（ドイツ株式・フランス株式共通）

現地受渡金額	買付時適用為替スプレッド	売付時適用為替スプレッド
～ 7 万ユーロ未満	＋0.70 円	－0.70 円
7 万ユーロ以上 ～ 50 万ユーロ未満	＋0.50 円	－0.50 円
50 万ユーロ以上 ～	＋0.15 円	－0.15 円

4．配当課税に関する重要な留意事項

ドイツ株式およびフランス株式（以下「欧州株式」といいます。）から支払われる配当については、配当所得の源泉地において、以下の通り源泉徴収課税が行われますが、通常適用される現地源泉税率が米国株式等の配当課税の現地源泉徴収率と比較して高い税率が適用されます。

ドイツ株式　：所得税の標準税率は 25%、および連帯付加税を含め原則的には合計 26.375%が源泉徴収されます。なお、日独租税条約において、日本居住者が受け取る配当については、所定の手続きをとることにより 15%までの軽減税率が適用される

規定があります（租税条約に基づく租税の減免等）。

フランス株式：所得税は原則、標準税率 25%が源泉徴収されます。なお、日仏租税条約において、日本居住者が受け取る配当については、所定の手続きをとることにより 10%までの軽減税率が適用される規定があります（租税条約に基づく租税の減免等）。

欧州株式の配当については、現地税法等に基づく標準税率により現地源泉徴収税額が控除された金額が現地カストディーから当社に支払われます。この現地源泉徴収税額控除後の配当金額に対し、当社にて国内源泉徴収税額を控除した金額がお客様に支払われます。

日本居住者は、租税条約に基づく租税の減免等の軽減税率の適用を受けることができますが、そのためには、事前に居住者証明書を添付のうえ、各国税務当局に対して所定の申請書類を一定の期日までに提出するなどの必要な手続きを、お客様ご自身でお取りいただく必要があります。当社では、この租税条約に基づく軽減税率の適用のための手続きや還付請求の手続きのサポートは行っておりませんので、予めご了承ください。

また、日本においては、外国証券の配当等を日本国内で受け取った場合、確定申告の手続きにより、現地源泉税と国内源泉税とで二重課税になっている部分について、国内源泉徴収税額の一部または全部の還付を受けることができる制度がございます（「外国税額控除」といいます。）。ただし、現地にて外国税還付金の支払いがあった配当金・分配金は、外国税額控除の申請対象外になります。実際に二重課税部分の還付を受けられるかどうか、あるいは還付税額等は、お客さまのお取引の状況およびその他所得等の状況などにより異なりますので、必要に応じて税務署または税理士等にご相談ください。（NISA 口座で保有している銘柄の配当金については、日本の税金が非課税であるため、外国税額控除の適用外となります。）

なお、軽減税率あるいは外国税額控除の適用を受けられなかった場合には、期待される配当利回りを享受できない恐れがあります。したがって、税引き前の配当利回りに着目してのお取引は、軽減税率の適用および配当受取り後の外国税額控除の適用を受けられなかった場合でも期待される配当利回りが得られる場合を除いて、慎重にご判断いただくようにご留意ください。

（注）本説明書の最終更新日における制度・情報をもとに、個人（居住者）の所得についての税制を説明したものです。租税条約の規定や税制変更により、将来、外国税控除が適用できなくなる可能性があります。

税制の内容や税務上の具体的な取扱い、および、確定申告による有利判定等については税務署または税理士等の専門家にご確認ください。

Ⅳ　中国株式取引

1．取引方法等

取引形態	対面　／　電話　（※インターネット取引のお取扱いはしておりません。）
取引種類	現物取引のみ
取扱市場	香港市場（HKEx）、　上海市場（B 株）（SSE）
取引方法	現地委託取引
価　　格	指値　／　成行
有効期限	原則として注文執行日当日限り、週中注文の取扱いが可能な銘柄の場合は受注日を含む週の金曜日（休業日に当たる場合には前営業日）まで
取引単位	銘柄毎に定められた売買単位 ※詳しくは「外国証券情報」にてご確認いただくか、担当営業員までお問い合わせください。
呼　　値	別表をご参照ください。
取引通貨	香港市場：香港ドル（HKD）、　上海市場（B 株）：米ドル（USD）
決済方法	円貨決済　／　外貨決済　（※外国株式取引は原則として前受金制になります。）

（呼値）

香港市場（香港ドル：HKD）			上海市場（米ドル：USD）
株価		呼値の単位	
0.01　HKD 超　～	0.25　HKD 以下	0.001 HKD	一律 0.001 USD
0.25　HKD 超　～	10.00　HKD 以下	0.005 HKD	
10.00　HKD 超　～	20.00　HKD 以下	0.010 HKD	
20.00　HKD 超　～	50.00　HKD 以下	0.020 HKD	
50.00　HKD 超　～	100.00　HKD 以下	0.050 HKD	
100.00　HKD 超　～	200.00　HKD 以下	0.100 HKD	
200.00　HKD 超　～	500.00　HKD 以下	0.200 HKD	
500.00　HKD 超　～	1,000.00　HKD 以下	0.500 HKD	
1,000.00　HKD 超　～	2,000.00　HKD 以下	1.000 HKD	
2,000.00　HKD 超　～	5,000.00　HKD 以下	2.000 HKD	
5,000.00　HKD 超　～		5.000 HKD	

2．立会時間・注文受付時間および休日・祝日の取扱いについて

（立会時間・注文受付時間）

取引時間帯区分	香港市場	上海市場（B 株）
プレ・オープニング セッション	9：00～9：30 （日本時間 10：00～10：30）	9：15～9：25 （日本時間 10：15～10：25）
前場立会時間	9：30～12：00 （日本時間 10：30～13：00）	9：30～11：30 （日本時間 10：30～12：30）
後場立会時間	13：00～16：00 （日本時間 14：00～17：00）	13：00～14：57 （日本時間 14：00～15：57）
クロージング・オークション セッション	16：00～16：10 （日本時間 17：00～17：10）	14：57～15：00 （日本時間 15：57～16：00）
注文受付時間（日本時間）	9：00～17：00	9：00～16：00

（休日・祝日の取扱い）

カレンダー	中国	営業日	営業日	休日・祝日	休日・祝日
	日本	営業日	休日・祝日	営業日	休日・祝日
受注の可否		○	×	×	×

※年末年始や大型連休期間中など、現地受渡日と国内受渡日の乖離が大きくなることが想定される場合には、現地が営業日であっても当該株式の取扱いを行わない場合があります。

3. 取引手数料（※以下は本資料更新時点のものです。取引手数料・費用等は変更される場合があります。）

［現地委託取引］

国内委託手数料（現地委託取引でのみかかり、国内店頭取引ではかかりません。）

現地約定金額（円貨）（※）	国内委託手数料（税込）	国内委託手数料（税抜）
現地約定金額にかかわらず一律	税込 2.20%（最低 3,300 円）	税抜 2.00%（最低 3,000 円）

※外国の金融商品取引所に上場されている外国株式のお取引では、現地における金融商品取引所ごとに現地手数料その他の費用（以下「現地手数料等」）がかかりますが、現地手数料等は国内委託手数料に含まれます。

※「現地約定金額（円貨）」は、「約定単価×約定数量×適用為替レート（国内約定日の当社所定の適用為替レート）」で算出されます。

［為替手数料（為替スプレッド）］

当社の適用基準為替レートに以下の為替スプレッドを加味して売買時適用為替レートが算出されます。

（香港市場）取引通貨：香港ドル

現地受渡金額	買付時適用為替スプレッド	売付時適用為替スプレッド
一律	＋0.15 円	－0.15 円

（上海市場（B 株））取引通貨：米ドル

現地受渡金額	買付時適用為替スプレッド	売付時適用為替スプレッド
～ 10 万米ドル未満	＋0.50 円	－0.50 円
10 万米ドル以上 ～ 50 万米ドル未満	＋0.25 円	－0.25 円
50 万米ドル以上 ～	＋0.15 円	－0.15 円

Ⅴ　インドネシア株式取引

1．取引方法等

取引形態	対面　／　電話　（※インターネット取引のお取扱いはしておりません。）
取引種類	現物取引のみ
取扱市場	インドネシア証券取引所（IDX）
取引方法	現地委託取引
価　　格	指値のみ（現値から各株価呼値単位の上下 10 倍の範囲）
有効期限	原則として注文執行日当日限り、週中注文の取扱いが可能な銘柄の場合は受注日を含む週の金曜日（休業日に当たる場合には前営業日）まで
取引単位	100 株単位
呼　　値	別表をご参照ください。
取引通貨	インドネシアルピア（IDR）
決済方法	円貨決済（※インドネシアルピアは海外における流通を制限している規制通貨になりますので、外貨決済はできません。ただし、売却された同日に当該売却代金により買付される場合には為替手数料が生じないように外貨決済扱いとなります。）

（呼値）

株価 （インドネシアルピア）	呼値の単位 （インドネシアルピア）
～　200 IDR 未満	1 IDR
200 IDR 以上　～　500 IDR 未満	2 IDR
500 IDR 以上　～　2,000 IDR 未満	5 IDR
2,000 IDR 以上　～　5,000 IDR 未満	10 IDR
5,000 IDR 以上　～	25 IDR

2．立会時間・注文受付時間および休日・祝日の取扱いについて

（立会時間・注文受付時間）

取引時間帯区分	月曜～木曜	金曜
プレ・ オープニングセッション	08：45～09：00 （日本時間 10：45～11：00）	08：45～9：00 （日本時間 10：45～11：00）
前場立会時間	09：00～12：00 （日本時間 11：00～14：00）	09：00～11：30 （日本時間 11：00～13：30）
後場立会時間	13：30～15：49 （日本時間 15：30～17：49）	14：00～15：49 （日本時間 16：00～17：49）
プレ・ クロージングセッション	15：50～16：01 （日本時間 17：50～18：01）	15：50～16：01 （日本時間 17：50～18：01）
ポスト・ クロージングセッション	16：02～16：15 （日本時間 18：02～18：15）	16：02～16：15 （日本時間 18：02～18：15）
注文受付時間（日本時間）	09：00～17：00	

（休日・祝日の取扱い）

カレンダー	インドネシア	営業日	営業日	休日・祝日	休日・祝日
	日本	営業日	休日・祝日	営業日	休日・祝日
受注の可否		○	×	×	×

※年末年始や大型連休期間中など、現地受渡日と国内受渡日の乖離が大きくなることが想定される場合には、現地が営業日であっても当該株式の取扱いを行わない場合があります。

3. 取引手数料（※以下は本資料更新時点のものです。取引手数料・費用等は変更される場合があります。）

［現地委託取引］

国内委託手数料（現地委託取引でのみかかり、国内店頭取引ではかかりません。）

現地約定金額（円貨） （※）	国内委託手数料 （税込）	国内委託手数料 （税抜）
現地約定金額にかかわらず一律	税込 2.20% （最低 3,300 円）	税抜 2.00% （最低 3,000 円）

※外国の金融商品取引所に上場されている外国株式のお取引では、現地における金融商品取引所ごとに現地手数料その他の費用（以下「現地手数料等」）がかかりますが、現地手数料等は国内委託手数料に含まれます。

※「現地約定金額（円貨）」は、「約定単価×約定数量×適用為替レート（国内約定日の当社所定の適用為替レート）」で算出されます。

［為替手数料（為替スプレッド）］取引通貨：インドネシアルピア

当社の適用基準為替レートに以下の為替スプレッドを加味して売買時適用為替レートが算出されます。

現地受渡金額	買付時適用 為替スプレッド	売付時適用 為替スプレッド
（100 インドネシアルピアあたり）一律	＋0.02 円	－0.02 円

Ⅵ　シンガポール株式取引

1．取引方法等

取引形態	対面　／　電話　（※インターネット取引のお取扱いはしておりません。）
取引種類	現物取引のみ
取扱市場	シンガポール証券取引所（ＳＧＸ）
取引方法	現地委託取引
価　　格	指値のみ（現値から上下 10%以内）
有効期限	原則として注文執行日当日限り、週中注文の取扱いが可能な銘柄の場合は受注日を含む週の金曜日（休業日に当たる場合には前営業日）まで
取引単位	100 株単位
呼　　値	別表をご参照ください。
取引通貨	シンガポールドル（SGD）
決済方法	円貨決済　／　外貨決済　（※外国株式取引は原則として前受金制になります。）

（呼値）

株価 （シンガポールドル：SGD）	呼値の単位 （シンガポールドル：SGD）
～　0.2 SGD 未満	0.001 SGD
0.2 SGD 以上　～　1.0 SGD 未満	0.005 SGD
1.0 SGD 以上　～	0.010 SGD

2. 立会時間・注文受付時間および休日・祝日の取扱いについて

（立会時間・注文受付時間）

取引時間帯区分	立会時間
プレ・オープニングセッション	08：30～09：00（日本時間 09：30～10：00）
前場	09：00～12：00（日本時間 10：00～13：00）
後場	13：00～17：00（日本時間 14：00～18：00）
プレ・クロージングセッション	17：00～17：06（日本時間 18：00～18：06）
注文受付時間（日本時間）	09：00～17：00

（休日・祝日の取扱い）

カレンダー	シンガポール	営業日	営業日	休日・祝日	休日・祝日
	日本	営業日	休日・祝日	営業日	休日・祝日
受注の可否		○	×	×	×

※年末年始や大型連休期間中など、現地受渡日と国内受渡日の乖離が大きくなることが想定される場合には、現地が営業日であっても当該株式の取扱いを行わない場合があります。

3. 取引手数料（※以下は本資料更新時点のものです。取引手数料・費用等は変更される場合があります。）

［現地委託取引］

国内委託手数料（現地委託取引でのみかかり、国内店頭取引ではかかりません。）

現地約定金額（円貨） （※）	国内委託手数料 （税込）	国内委託手数料 （税抜）
現地約定金額にかかわらず一律	税込 2.20% （最低 3,300 円）	税抜 2.00% （最低 3,000 円）

※外国の金融商品取引所に上場されている外国株式のお取引では、現地における金融商品取引所ごとに現地手数料その他の費用（以下「現地手数料等」）がかかりますが、現地手数料等は国内委託手数料に含まれます。
※「現地約定金額（円貨）」は、「約定単価×約定数量×適用為替レート（国内約定日の当社所定の適用為替レート）」で算出されます。

［為替手数料（為替スプレッド）］取引通貨：シンガポールドル
当社の適用基準為替レートに以下の為替スプレッドを加味して売買時適用為替レートが算出されます。

現地受渡金額	買付時適用 為替スプレッド	売付時適用 為替スプレッド
一律	＋0.80 円	－0.80 円